

「こころと命を守る健康推進基本法」の制定を求める意見書

心身の健康は、一人ひとりの国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものである。しかし、現在我が国では、年間自殺者が3万人にも上り、精神疾患のために医療機関を受診している方が320万人を超えている。

つまり40人に1人以上が精神を患っており、「国民のこころの健康危機」と言える状況にある。現代の社会問題となっている、ひきこもり・虐待・路上生活などの増加も、こころの健康の問題が背景にあるといえる。

平塚市においては、平成20年7月1日に、全国に先駆けて議員提案により「平塚市民のこころと命を守る条例」を制定し、これまで自殺防止と併せて、市民のこころの健康を守るため、先進的に施策を推進してきた。

世界保健機関（WHO）は、病気が命を奪い生活を障害する程度を表す総合指標を開発し、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることを明らかにしている。欧米ではこの指標に基づいて国民の健康についての施策が進められている。しかし、日本における精神保健・医療・福祉のサービスの現状は、そうした重要度にふさわしい施策が取られてきていない。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要と考える。

よって、その重要性にふさわしく、全ての国民を対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころと命を守る健康推進基本法」の制定を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月23日

平塚市議会